

令和8年9月9日

町 議 会 議 案

第 3 回
(定 例)

鹿 追 町

議 案 目 次

議 案 番 号	件 名	議 決 内 容
50	鹿追町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
51	鹿追町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	
52	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
53	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
54	鹿追町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	
55	鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
56	令和8年度鹿追町一般会計補正予算（第4号）について	
57	令和8年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	
同意3	鹿追町公平委員会委員の選任について	
同意4	鹿追町教育委員会委員の任命について	
認定1	令和7年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について	
認定2	令和7年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定3	令和7年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定4	令和7年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定5	令和7年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について	
認定6	令和7年度鹿追町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について	
認定7	令和7年度鹿追町下水道事業会計歳入歳出決算認定について	

議案第 50 号

鹿追町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

鹿追町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例

(鹿追町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第1条 鹿追町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和57年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。））」に改める。

第12条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者自らが申請する場合において、規則で定める方法により、当該申請者が印鑑登録者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを町長が確認したときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用して、多機能端末機（地方公共団体の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らの操作により、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第13条中「前条」の次に「第1項又は第2項」を加え、「印鑑登録証及び印鑑登録原票と照合し」を「同条第1項の規定による申請にあつては印鑑登録証及び印鑑登

録原票と照合し、同条第2項の規定による申請にあつては印鑑登録原票と照合し、」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第13条の2 町長は、前条の規定による印鑑登録証明書の交付のほか、第12条第3項の規定による申請があつたときは、当該申請を行った者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

第14条第1項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第2項中「磁気ディスクを介して」を「前項に規定する方法により」に改める。

第15条中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

(鹿追町手数料徴収条例の一部改正)

第2条 鹿追町手数料徴収条例(平成12年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書及び同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)を利用して、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、各証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)による申請については、適用しない。

別表中

「

20	諸公課又は税外収入に関する証明	1税目、1年につき	200円(1税目、1年を増す毎に50円を加算)
21	鹿追町印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和57年条例第3号)第13条の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	1件につき	300円

」を

「

20	諸公課又は税外収入に関する証明	1税目、1年につき	ア 多機能端末機を利用しない場合200円(1税目、1年を増す毎に50円を加算) イ 多機能端末機を利用した場合200円
21	鹿追町印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和57年条例第3号)第13条及び第13条の2の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	1件につき	ア 多機能端末機を利用しない場合300円 イ 多機能端末機を利用した場合300円

」に、

「

25	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写しの交付又は住民票記載事項証明書の交付及び第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき	200円
----	--	-------	------

」を

「

25	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写しの交付又は住民票記載事項証明書の交付及び第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき	ア 多機能端末機を利用しない場合200円 イ 多機能端末機を利用した場合200円
----	--	-------	---

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年12月1日から施行する。
(手数料の特例)
- 2 この条例の施行の日から令和11年11月30日までの間に限り、この条例による改正後の鹿追町手数料徴収条例別表第20号の項イ、第21号の項イ及び第25号の項イの規定にかかわらず、多機能端末機を利用して交付を受ける次に掲げる証明書の手数料は、当該各号に定める額とする。
 - (1) 諸公課又は税外収入に関する証明の交付 1税目、1年につき100円
 - (2) 鹿追町印鑑の登録及び証明に関する条例の規定に基づく印鑑登録証明書の交付 1件につき150円
 - (3) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民票の写し等の交付 1通につき100円

議案第 51 号

鹿追町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町行政手続条例の一部を改正する条例

鹿追町行政手続条例（平成8年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号及び第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事

項が記載された書面を当該行政庁の事務所に掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項前段中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、同項後段中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「掲示を始めた日から2週間を経過した時」を「とき」に、「、掲示を始めた日の翌日）」を「、当該措置を開始した日の翌日）」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の鹿追町行政手続条例（以下「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新

条例第25条後段において準用する場合を含む。)及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、令和8年5月21日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、令和8年5月21日以後にされる通知について適用し、同日前にされた通知については、なお従前の例による。

議案第 52 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鹿追町監査委員条例の一部改正)

第1条 鹿追町監査委員条例（平成4年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」
に改める。

(鹿追町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 鹿追町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第4号）の
一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例（令和5年条例第23号）の一部を次
のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 鹿追町下水道事業の設置等に関する条例（令和5年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に定める日（令和8年9月24日）から施行する。

議案第 53 号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和29年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

（次のよう別紙）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表第1（第17条、第18条、第19条関係）

適用 令和8年10月1日

区分 種別	車賃 (1日につき)		日当 (1日につき)			宿泊 (1夜につき)				固定宿泊 施設以外	車賃 (1Km (1日につき))	暖房料 (1夜 (1日につき))
	甲(道外) 地方	乙(道内・十勝 管内含む)地方	甲(道外)地 方	乙(道内・十勝 管内含む)地方	丙(町内) 地方	甲一(東京都 特別区・道外 指定都市)地 方	乙一(札幌市) 地方	甲二(その他 道外)・乙二 (その他道 内)地方	丙(町内)地 方	における 宿泊(1夜 につき)		
町長等	円 3,000	円 2,000	円 2,900	円 2,500 1,900	円 1,200	円 17,000	円 14,000	円 13,500	円 12,500	円 4,000	円 55	円 500
一般職	円 2,400	円 1,500	円 2,400	円 2,200 1,700	円 1,000	円 15,500	円 12,500	円 12,000	円 11,000	円 4,000	円 55	円 500
摘要	市以上の 都市に限 る。	帯広市を 除く市以 上の都市 に限る。		備考2 参照	宿泊を伴 う場合に 限る。	東京都(特別 区に限る) 及び指定都 市(札幌市を 除く)の区域 をいう。	札幌市の区域 をいう。	備考3・4参 照	然別脚畔・北 瓜幕・然別 の宿泊施設 に宿泊した 場合に限る。 (ハシガロ 一等を除 く。)	片道2 km以上 の場合 に支給 する。同 乗者が ある場 合は1 kmにつ き60 円とす る。	11月 1日か ら翌年 の4月 30日 までの 期間に 限る。	

備考

- 1 区分欄中町長等とは、町長、副町長、教育長、医師、議会議員、報酬及び費用弁償支給条例に規定する委員及び職員以外の者をいう。（別表第2において同じ。）
- 2 乙地方のうち十勝管内における旅行の場合は、宿泊を伴う場合に限り（報酬及び費用弁償支給条例第4条に該当する者は除く。）、本職中下欄の額を支給する。
- 3 甲二地方とは、道外の地域のうち、甲一地方に掲げる区域以外の区域をいう。
- 4 乙二地方とは、北海道の地域のうち、乙一地方に掲げる区域以外の区域をいう。

議案第 54 号

鹿追町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町立学校設置条例の一部を改正する条例

鹿追町立学校設置条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

名称	位置
鹿追町立鹿追小学校	東町3丁目2番地5
〃 瓜幕小学校	瓜幕東3丁目8番地
〃 笹川小学校	笹川北9線10番地65

」を

「

名称	位置
鹿追町立鹿追小学校	東町3丁目2番地5
〃 瓜幕小学校	瓜幕東3丁目8番地

」に改める。

附 則

この条例は、令和10年4月1日から施行する。

議案第 55 号

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「第12条又は第13条」を「第12条第1項又は第13条第1項若しくは第13条の2」に改める。

2 第23条第2項中「北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)である場合には、保育士又は」を削り、「これらを「保育士」」を「「地域限定保育士」」に改める。

第29条第1項中「保育士」の次に「(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)」を加え、同条第3項中「保健師又は看護師」を「保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関す

る知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第1項中「保育士」の次に「（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第1項中「保育士」の次に「（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第1項中「保育士」の次に「（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）」を加え、「服務」を「含む」に改め、同条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定は、適用しない」を「規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない」に、「規定は、この条例」を「規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼす恐れがあるときは、当分の間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、提供しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条第1項の規定は、令和9年4月1日から施行する。

令和 8 年度 鹿 追 町 一 般 会 計 補 正 予 算 （第 4 号）

令和 8 年度 鹿 追 町 の 一 般 会 計 補 正 予 算 （第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 200,713 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,158,946 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 9 日 提 出

鹿 追 町 長 喜 井 知 己

(歳 入)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方特例交付金		10, 227	10, 000	20, 227
	1. 地方特例交付金	10, 000	10, 000	20, 000
11. 地方交付税		3, 480, 422	28, 526	3, 508, 948
	1. 地方交付税	3, 480, 422	28, 526	3, 508, 948
15. 国庫支出金		1, 896, 659	46, 434	1, 943, 093
	2. 国庫補助金	1, 653, 298	46, 434	1, 699, 732
16. 道支出金		471, 087	76, 143	547, 230
	2. 道補助金	354, 244	75, 752	429, 996
	3. 委託金	12, 598	391	12, 989
18. 寄附金		150, 103	1, 120	151, 223
	1. 寄附金	150, 103	1, 120	151, 223
19. 繰入金		919, 607	△2, 545	917, 062
	1. 基金繰入金	915, 359	△2, 545	912, 814
21. 諸収入		422, 432	△665	421, 767
	5. 雑入	330, 308	△665	329, 643
22. 町債		1, 624, 700	41, 700	1, 666, 400
	1. 町債	1, 624, 700	41, 700	1, 666, 400
歳 入 合 計		10, 958, 233	200, 713	11, 158, 946

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4, 892, 285	165, 809	5, 058, 094
	1. 総務管理費	4, 860, 508	165, 197	5, 025, 705
	2. 徴税費	13, 875	612	14, 487
3. 民生費		785, 765	6, 094	791, 859
	1. 社会福祉費	588, 794	5, 483	594, 277
	2. 児童福祉費	196, 771	611	197, 382
5. 農林費		1, 669, 994	12, 752	1, 682, 746
	1. 農業費	1, 631, 138	11, 610	1, 642, 748
	2. 林業費	38, 856	1, 142	39, 998
7. 土木費		480, 997	14, 986	495, 983
	1. 道路橋りょう費	343, 658	7, 642	351, 300
	3. 都市計画費	48, 089	344	48, 433
	4. 住宅費	39, 266	7, 000	46, 266
9. 教育費		782, 837	72	782, 909
	1. 教育総務費	431, 975	228	432, 203
	2. 小学校費	48, 504	709	49, 213
	4. 社会教育費	72, 326	△1, 365	70, 961
	5. 保健体育費	46, 166	500	46, 666
11. 諸支出金		264, 934	1, 000	265, 934
	1. 基金費	264, 934	1, 000	265, 934
歳 出 合 計		10, 958, 233	200, 713	11, 158, 946

第 2 表

継 続 費 補 正

(変 更)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	役場周辺エリア Z E C化改修等事業	千円 4, 1 3 5, 0 7 6	令和6年度	千円 0	千円 4, 2 8 8, 3 6 8	令和6年度	千円 0
				令和7年度	1 0 1, 7 5 0		令和7年度	1 0 1, 7 5 0
				令和8年度	1, 8 9 9, 6 2 5		令和8年度	2, 0 0 2, 8 1 0
				令和9年度	2, 1 3 3, 7 0 1		令和9年度	2, 1 8 3, 8 0 8

第 3 表

地 方 債 補 正

(追 加)

起 債 の 目 的	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業	千円以内 22,800	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内（ただし金利見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(変 更)

起 債 の 目 的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の 方 法
過 疎 対 策 事 業	千円以内 1,579,500	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内（ただし金利見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円以内 1,580,800	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
デジタル活用推進事業	5,900	同 上	同 上	同 上	23,500	同 上	同 上	同 上

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10. 地方特例交付金	10,227	10,000	20,227
11. 地方交付税	3,480,422	28,526	3,508,948
15. 国庫支出金	1,896,659	46,434	1,943,093
16. 道支出金	471,087	76,143	547,230
18. 寄附金	150,103	1,120	151,223
19. 繰入金	919,607	△2,545	917,062
21. 諸収入	422,432	△665	421,767
22. 町債	1,624,700	41,700	1,666,400
歳入合計	10,958,233	200,713	11,158,946

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	4, 892, 285	165, 809	5, 058, 094	113, 000	47, 400	△7, 000	12, 409
3. 民生費	785, 765	6, 094	791, 859	118			5, 976
5. 農林費	1, 669, 994	12, 752	1, 682, 746	5, 168		4, 455	3, 129
7. 土木費	480, 997	14, 986	495, 983	4, 291	△5, 700		16, 395
9. 教育費	782, 837	72	782, 909			△544	616
11. 諸支出金	264, 934	1, 000	265, 934			999	1
歳 出 合 計	10, 958, 233	200, 713	11, 158, 946	122, 577	41, 700	△2, 090	38, 526

2. 歳 入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款10. 地方特例交付金	10,227	10,000	20,227			
項 1. 地方特例交付金	10,000	10,000	20,000			
目 1. 地方特例交付金	10,000	10,000	20,000			
				1. 地方特例交付金	10,000	地方特例交付金 10,000
款11. 地方交付税	3,480,422	28,526	3,508,948			
項 1. 地方交付税	3,480,422	28,526	3,508,948			
目 1. 地方交付税	3,480,422	28,526	3,508,948			
				1. 地方交付税	28,526	地方交付税 28,526
款15. 国庫支出金	1,896,659	46,434	1,943,093			
項 2. 国庫補助金	1,653,298	46,434	1,699,732			
目 1. 総務費国庫補助金	1,405,151	38,000	1,443,151			
				1. 総務管理費補助金	38,000	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素化先行地域づくり事業） 瓜幕エリア自然体験留学センター新設等事業 38,000
目 2. 民生費国庫補助金	43,561	79	43,640			
				2. 児童福祉費補助金	79	子ども・子育て支援交付金 79
目 4. 農林費国庫補助金	5,700	4,455	10,155			

				1. 農業費補助金	4,455	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金 第3 バイオガスプラント基本調査設計業務委託事業	4,455
目 5. 土木費国庫補助金	124,659	3,900	128,559				
				1. 道路橋りょう費補助金	3,900	道路橋りょう費補助金 へき地児童生徒援助費等補助金	3,900
款16. 道支出金	471,087	76,143	547,230				
項 2. 道補助金	354,244	75,752	429,996				
目 1. 総務費道補助金	10,972	75,000	85,972				
				1. 総務管理費補助金	75,000	総務管理費補助金 ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業補助金	75,000
目 2. 民生費道補助金	30,547	39	30,586				
				2. 児童福祉費補助金	39	子育て支援対策事業補助金	39
目 4. 農林費道補助金	292,129	713	292,842				
				1. 農業費補助金	713	環境保全型農業直接支援対策交付金	713
項 3. 委託金	12,598	391	12,989				
目 3. 土木費委託金	253	391	644				
				2. 住宅費委託金	391	道営住宅指定管理委託金	391

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款18. 寄附金	150, 103	1, 120	151, 223			
項 1. 寄附金	150, 103	1, 120	151, 223			
目 3. 民生費寄附金	1	999	1, 000			
				1. 社会福祉費寄附金	999	社会福祉費寄附金 999
目 4. 教育費寄附金	1	121	122			
				3. 教育総務費寄附金	121	教育総務費寄附金 121
款19. 繰入金	919, 607	△ 2, 545	917, 062			
項 1. 基金繰入金	915, 359	△ 2, 545	912, 814			
目 4. 環境保全センター基金繰入金	159, 603	4, 455	164, 058			
				1. 環境保全センター基金繰入金	4, 455	環境保全センター基金繰入金 4, 455
目 7. 鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金	127, 098	△ 7, 000	120, 098			
				1. 鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金	△ 7, 000	鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金 △7, 000
款21. 諸収入	422, 432	△ 665	421, 767			
項 5. 雑入	330, 308	△ 665	329, 643			
目 1. 雑入	330, 308	△ 665	329, 643			
				1. 雑入	△ 665	その他雑入 △665

						未来を創る子ども応援事業助成金(△1,165) 地域スポーツ振興事業助成金(500)
款22. 町債	1,624,700	41,700	1,666,400			
項 1. 町債	1,624,700	41,700	1,666,400			
目 1. 総務債	1,261,400	47,400	1,308,800			
				1. 総務管理債	47,400	総務管理債 47,400 役場周辺エリアZEC化改修等事業(100,000) 瓜幕エリア自然体験留学センター新設等事業(△93,000) 庁内SBC環境構築事業(17,600) 旧第二庁舎周辺施設解体設計業務委託事業(22,800)
目 5. 土木債	81,100	△ 5,700	75,400			
				1. 道路橋りょう債	△ 5,700	道路橋りょう債 △5,700 スクールバス整備事業

3. 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国道支出金	地方債	その他					
款 2. 総務費	4, 892, 285	165, 809	5, 058, 094	113, 000	47, 400	△ 7, 000	12, 409				
項 1. 総務管理費	4, 860, 508	165, 197	5, 025, 705	113, 000	47, 400	△ 7, 000	11, 797				
目 1. 一般管理費	1, 825, 804	2, 807	1, 828, 611		17, 600		△ 14, 793				
								4. 共済費	2, 807	退職手当組合負担金	2, 807
目 3. 財産管理費	9, 736	45, 683	55, 419		22, 800		22, 883				
								10. 需用費	20, 273	修繕料	20, 273
								12. 委託料	25, 410	調査・設計・監理委託料	25, 410
										旧第二庁舎周辺施設解体設計業務委託料	
目15. ゼロカーボン推進費・脱炭素先行地域	2, 638, 783	116, 207	2, 754, 990	113, 000	7, 000	△ 7, 000	3, 207				
								10. 需用費	334	消耗品費	334
								14. 工事請負費	103, 185	補助事業	103, 185
										役場周辺エリアZEC化改修工事	
								17. 備品購入費	12, 688	家具・什器購入費	3, 409
										新設自然体験留学センター用備品購入費	
										電気機器購入費	1, 633
										通信用機器購入費	1, 750

										その他備品購入費	5,896
目16. ゼロカーボン 推進費	63,641	500	64,141				500				
								25. 寄附金	500	寄附金	500
項 2. 徴税費	13,875	612	14,487				612				
目 1. 賦課徴収費	13,875	612	14,487				612				
								22. 償還金利子及 び割引料	612	町税過誤納還付金	612
款 3. 民生費	785,765	6,094	791,859	118			5,976				
項 1. 社会福祉費	588,794	5,483	594,277				5,483				
目 2. 心身障がい者 特別対策費	234,839	4,616	239,455				4,616				
								22. 償還金利子及 び割引料	4,616	返還金	4,616
目 6. 在宅福祉費	128,241	867	129,108				867				
								19. 扶助費	240	高齢者補聴器購入費助成	240
								27. 繰出金	627	介護保険特別会計繰出金	627
項 2. 児童福祉費	196,771	611	197,382	118			493				
目 3. こども園費	78,450	611	79,061	118			493				
								19. 扶助費	160	その他扶助費	160
								22. 償還金利子及 び割引料	451	返還金	451

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地方債	その他				
款 5. 農林費	1,669,994	12,752	1,682,746	5,168		4,455	3,129			
項 1. 農業費	1,631,138	11,610	1,642,748	5,168		4,455	1,987			
目 2. 農業振興費	179,578	951	180,529	713			238			
								18. 負担金補助及び交付金	951	環境保全型農業直接支援対策事業補助金
目 5. 環境保全センター費	516,164	8,910	525,074	4,455		4,455				
								12. 委託料	8,910	調査・設計・監理委託料 第3バイオガスパラント基本調査設計業務委託料
目 7. 農業用水事業費	329,066	1,749	330,815				1,749			
								14. 工事請負費	1,749	単独事業 畑かん2-1-2増圧ポンプ設置工事
項 2. 林業費	38,856	1,142	39,998				1,142			
目 1. 林業振興費	38,856	1,142	39,998				1,142			
								11. 役務費	1,142	その他役務費
款 7. 土木費	480,997	14,986	495,983	4,291	△ 5,700		16,395			
項 1. 道路橋りょう費	343,658	7,642	351,300	3,900	△ 5,700		9,442			
目 1. 道路維持費	148,623	4,892	153,515	3,900	△ 5,700		6,692			

								1. 報酬	2,206	会計年度任用職員報酬	2,206
								3. 職員手当等	477	会計年度任用職員諸手当	477
								10. 需用費	3,558	修繕料	3,558
								17. 備品購入費	△ 1,349	車両購入費 患者輸送バス・スクールバス購入費	△1,349
目 2. 道路新設改良費	195,035	2,750	197,785				2,750				
								12. 委託料	1,001	調査・設計・監理委託料 笹川9号線外舗装補修工事基本計画資料作成業務委託料	1,001
								14. 工事請負費	1,749	単独事業 交差点路面標示補修工事	1,749
項 3. 都市計画費	48,089	344	48,433				344				
目 1. 公園緑地費	41,123	286	41,409				286				
								10. 需用費	286	修繕料	286
目 2. 花とみどり費	6,966	58	7,024				58				
								3. 職員手当等	58	会計年度任用職員諸手当	58
項 4. 住宅費	39,266	7,000	46,266	391			6,609				
目 1. 住宅管理費	27,548	7,000	34,548	391			6,609				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地方債	その他				
								10. 需用費	7,000	修繕料7,000
款 9. 教育費	782,837	72	782,909			△ 544	616			
項 1. 教育総務費	431,975	228	432,203			△ 1,044	1,272			
目 3. 教育振興費	358,576	△ 265	358,311			△ 1,165	900			
								18. 負担金補助及び交付金	△ 265	小中高一貫教育事業補助金△1,225 地域活性化起業人派遣企業負担金960
目 4. 財産管理費	2,234	371	2,605				371			
								10. 需用費	371	修繕料371
目 5. 共同調理場費	64,006	122	64,128			121	1			
								10. 需用費	122	賄材料費122
項 2. 小学校費	48,504	709	49,213				709			
目 1. 学校管理費	48,504	709	49,213				709			
								10. 需用費	709	修繕料709
項 4. 社会教育費	72,326	△ 1,365	70,961				△ 1,365			
目 1. 社会教育総務費	6,760	△ 2,850	3,910				△ 2,850			
								18. 負担金補助及び交付金	△ 2,850	町民ホール事業実行委員会補助金△2,850

目 2. 社会教育施設費	34,130	1,485	35,615				1,485			
								14. 工事請負費	1,485	単独事業 北鹿追分館駐車場補修工事 1,485
項 5. 保健体育費	46,166	500	46,666			500				
目 1. 体育振興費	46,166	500	46,666			500				
								17. 備品購入費	500	その他備品購入費 総合グラウンド用長波電波 時計購入費 500
款11. 諸支出金	264,934	1,000	265,934			999	1			
項 1. 基金費	264,934	1,000	265,934			999	1			
目 1. 基金費	264,934	1,000	265,934			999	1			
								24. 積立金	1,000	地域福祉基金積立金 1,000

令和 8 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 627 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 572,753 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 9 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳 入)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		93,762	627	94,389
	1. 一般会計繰入金	93,761	627	94,388
歳 入 合 計		572,126	627	572,753

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		19, 979	627	20, 606
	1. 総務管理費	11, 410	627	12, 037
歳 出 合 計		572, 126	627	572, 753

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金	93,762	627	94,389
歳入合計	572,126	627	572,753

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	19,979	627	20,606			627	
歳 出 合 計	572,126	627	572,753			627	

2. 歳 入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 6. 繰入金	93,762	627	94,389			
項 1. 一般会計繰入金	93,761	627	94,388			
目 4. その他一般会計繰入金	19,931	627	20,558			
				2. 事務費繰入金	627	一般会計繰入金 627

3. 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国道支出金	地方債	その他				
款 1. 総務費	19,979	627	20,606			627				
項 1. 総務管理費	11,410	627	12,037			627				
目 1. 一般管理費	11,410	627	12,037			627				
							18. 負担金補助及び交付金	627	北海道町村会負担金（電算関係）	627

同意第 3 号

鹿追町公平委員会委員の選任について

次の者を鹿追町公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所
氏名 山 木 友 子

令和8年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

提案理由

鹿追町公平委員会委員 山木 友子 氏の任期が令和８年９月３０日で満了になることによる。

同意第 4 号

鹿追町教育委員会委員の任命について

次の者を鹿追町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	
氏 名	河 邊 美 佳

令和8年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

提案理由

鹿追町教育委員会委員 河邊 美佳 氏の任期が令和8年9月30日で満了になることによる。

認定第 1 号

令和 7 年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度鹿追町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 2 号

令和 7 年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 3 号

令和 7 年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 4 号

令和 7 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 5 号

令和 7 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 6 号

令和 7 年度鹿追町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度鹿追町簡易水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 7 号

令和 7 年度鹿追町下水道事業会計歳入歳出決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度鹿追町下水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己